

○厚生労働省告示第百九十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、大麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、えんどう、その他の豆類、さといも類、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、こまつな、きょうな、カリフラワー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ごまの種子、べにばなの種子

綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、その他のスパイス（根又は根茎に限る。）、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するセトキシジムの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、なす、しろり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、たけのこ、オクラ、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープ

フルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、うめ、ブルーベリー、ハックルベリー、ぶどう、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、その他のナッツ類、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分及びその他の家きんの卵に残留するダイアジノンの量の限度、ライ麦、そば、その他の穀類、らっかせい、だいこん類の葉、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、エンダイブ、にら、アスパラガス、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（果皮を含む。）、りんご、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご、ぶどう、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パイヤ、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、カカオ豆（外皮を

含まない。)、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するビフェントリンの量の限度、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、キウイー及びキウイー(果皮を含む。))に残留するブプロフェジンの量の限度並びに小麦、大豆、小豆類、ばれいしょ、さといも類、やまいも、その他のいも類、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、アスパラガス、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、えだまめ、その他の野菜、みかん、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、あんず、すもも、うめ、ぶどう、茶、スペアミント、ペパーミント、その他のハーブ及びその他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。))に残留するフロニカミドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して六月を経過した日から適用す

る。

令和二年四月二十三日

厚生労働大臣
加藤 勝信